

設 立 趣 旨 書

1. 趣旨

少子化が進む一方で、核家族化や共働き家庭の増加に伴い、子育て家庭の保育ニーズは増加・多様化し、それに対応するため、国をはじめ各自治体で待機児童対策に取り組んできました。それにより、保育の受け皿は拡大し、待機児童問題は少しずつ解消されました。

並行して、保育士をはじめとした職員の処遇改善も行われ、平均収入は増えているものの、平均勤続年数は横ばい、潜在的保育士の数は増加の一途を辿るという状況になっています。これは、収入だけでなく、保育という労働環境が抱える問題が解決されていないことを示唆しているものと考えています。

また、子どもたちが育つ環境という観点では、欲しい情報は、手を伸ばせばすぐそこにある現代社会において、自ら体験し、学ぶ機会が減少してきています。

保育に従事する職員環境という観点で見たとき、保育現場は、子どもたちの育ちに寄り添い、その喜びを分かち合う、やりがいのある楽しい職場です。

一方でその責任は大きく、業務量は決して少なくありません。これをできるだけ効率化し、働きやすい職場環境を実現することによって、ゆとりのある保育環境をつくりたいと考えています。それによって生じたゆとりは、さまざまな発想や行動力につながっていくことでしょう。それは、保育の中で子どもたちの体験や学ぶ機会の豊富さにつながります。

このため、子どもたちの体験・経験の機会を提供し、保護者や地域の方々と共に、子どもたちの体験を豊かにする保育環境の構築、および、保育の労働環境改善と業務効率化の方法についての幅広い技術や情報の提供・共有を行います。

この目的を達成するには、社会的認知度が高く、自治体や地域の支援や協力を得ることができる、特定非営利活動法人の設立が最もふさわしいと考え、特定非営利活動法人「みずとんぼ」を設立することとしました。

2. 申請に至るまでの経緯

令和3年6月 特定非営利活動法人設立発起について、発起人三瓶憲一が保育士および保育現場経験者等に参加を呼びかけ、検討に入る

令和3年9月 よりよい保育・子育て環境をつくるための「協働の輪」を広げる仕組みづくりとして、保育に関係する企業へ提案活動を行う

令和3年10月 会の名称を「みずとんぼ」に決定

令和3年10月 定款および趣旨書を作成し、会員間で法人化の意思を確認

令和3年11月 設立総会を開催

令和3年 11月 21日

法人の名称 特定非営利活動法人みずとんぼ